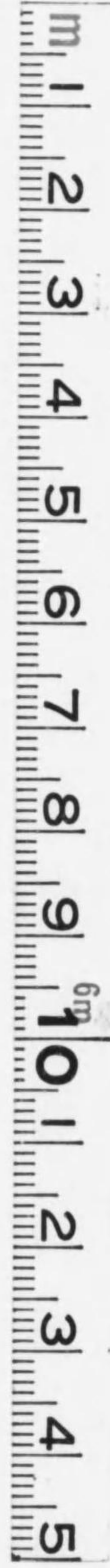


特 253

667

藤 秀 平 著

上杉房定の人物



始



特253
667



此の一篇は、余が新潟放送局の依頼によつて、昭和十年五月九日午後六時廿五分より卅分間、放送した、其時の要項で、尙ほ、()内の古文書名又は書名は、其()上の話の據處を、参考にも示した迄である。

昭和十年五月十六日



著者しるす

同名豊前守、迷惑法之外候之由、聞
 ツ、及、彌此砌勵、忠節一候者、以
 忠節之可感、之候由、能々可申
 之、申候、謹言

九月十四日

長尾信濃守殿

長尾信濃守殿

上杉房定書狀

(孝景)
 同名豊前守、迷惑法之外候之由、聞
 及候、彌此砌勵、忠節一候者、以
 所帶一可感、之候由、能々可申
 届一候 謹言

九月十四日
 (房定道號)
 常 泰 (花押)

(能景)
 長尾信濃守殿

上杉伯爵家所藏

目次

はし書

- 第一 房定の家系と其畧歴
- 第二 軍事上より見たる房定
- 第三 宗教的方面より見たる房定
- 第四 文藝上より見たる房定
- 第五 民政上より見たる房定
- 第六 勤王誠篤の房定

以上

上杉房定の人物

はし書

現在は過去の累積であり、延長であり、發達である。

過去の良否善惡は、共に現在に影響してゐる。故に今人は、先人の賢者に對しては、
須く其徳を謝すべきである。

而して世に知られざる過去の偉人を、地下より起し來ることは、史家の一つの務めで
あらねばならぬ。此に於て余は、戰國時代に於て、我が越後國から出た大人物、上杉
房定に就いて、所見を陳べて見やうと思ふ。

夫れで順序として、第一に房定の家系と其畧歴とを述べ、第二には、軍事上より見た
る房定、第三には、宗教的方面より見たる房定、第四には、文藝上より見たる房定、

第五には、民政上より見たる房定、第六には、勤王篤誠の房定を觀察したい。

第一 房定の家系と其畧歴

房定の先祖は、上杉憲顯と申し、吉野朝時代の興國四年に、越後の守護となり、能く治世安民の功を挙げたので、當時世間から、非常に賞讃せられた人である。此の人の曾孫に、憲實と清方との二人があつた。

憲實は越後國の守護となつて、能く國內を統理したばかりでなく、文化的事業としては、南魚沼郡上田の雲洞庵を建てたり（日本洞上聯燈錄五、越後名寄目、新編會津風土記百十二）、或は、下野國足利に足利學校を再興したりした（鎌倉大草紙、續本朝通鑑 永享十一年の條、足利學校考）。弟の清方は、刈羽郡上條村に分家して上條殿と申し（舊城拾粹錄）、下總國結城の戦には、前きの關東管領足利持氏の子、安王と春王とを捕虜として大功を立てた（樂

波大夫潤朝申狀、足利將軍家御内書並女房奉書留、鎌倉大草紙中、鎌倉九代後記、上杉古文書三、色部文書、

和田房實記録、歴代古案三、安得子五、喜連川判鑑、結城戰場物語中。併し清方は情ある武士で、此

の二人の命を助けやうと努めたが、將軍足利義教が肯かないので、止むなく美濃國垂井驛の金蓮寺で其首を切り、越後の國へ歸つて來た。だが、安王、春王の最後が、その餘りに、氣の毒であつたので、越後、越中の國境泊の宿で、自殺をしてしまつた（上杉系圖大概、上杉略譜、續本朝通鑑百六十五、天文上杉長尾系圖、兩上杉系圖、上杉系圖）。其清方の子

が、本稿の主人公たる上杉房定で、初め父の跡を續いで、刈羽郡上條村に居つたが、寶徳元年二月廿五日に、從兄の越後國の守護上杉房朝が亡くなり（耕雲種月開基年譜私録、

米澤上杉系圖、東寺過去帳、天文上杉長尾系圖、種月寺位牌、示衆下、妙法蓮華經上杉自所讀、上杉系圖大概）、（尙ほ

越佐史料は上杉系圖大概、米澤上杉系圖、耕雲種月開基年譜私録等により、房朝卒去の日を廿七日としてあるが、當時房朝は京都に居つてそこで卒去したものであれば、東寺過去帳こそ真に近いと信する、依つて余は房朝卒去の日を廿五日とした。其嗣が無いので、房定は上條村から出て、直江津のわき國府の御

館タテに迎へられて、越後國の守護職に就いたのである（米澤上杉系圖、諸家系圖墓）。

そして越後國守護職たる事、四十六ヶ年、明應三年十月十七日に卒去する（東寺過去帳、上杉系圖、本文上杉長尾系圖、寛政重修諸家譜、補庵京華新集、京花集十三、梅花無盡藏、竹居清事、墨英禪師語錄、北越華押叢）までの行動を見ると、實に勤王の志厚く、將軍には誠實に仕へ、文學を獎勵し、民治に精勵し、神佛を尊崇し、一度戰場に立てば、勇猛果敢、向ふ所堅陣なしと云ふ有様で、實に古今稀に見るの大人物であつた。

然るに此の大人物の傳記に、纏つた物がなく、野史にも本朝通鑑にも出て居ない。従つて、世間に流布してゐる書物には、其行動の一端だも現れてない。

元來源頼朝が、武家政治を創めてから、上杉景勝が會津へ移るまで、大凡そ四百年の間、文教が殆んど地に落ちたといふ時代に、文化發展上、赫々たる名聲を擧げた人が、我が越後に於て前後四人ある。

夫を時代順に申すと、第一が相模國金澤に金澤文庫を建てた北條顯時で、普通越後顯

時と申してゐる。第二は下野國に足利學校を再興し、戰國亂離の世に、一時は學生を三千人から養成した越後國の守護上杉憲實、第三は今申す上杉房定で、第四は私財を投じて、六臣註の文選を版にしたり、後又米澤に米澤文庫を建設して、人々の勉學の便を圖つた直江山城守兼續である。

さて此の内、顯時、憲實は小學校の本にも出て居るから、誰も知つてゐるが、房定の人物や、兼續の行は餘り知られてゐない。

殊に其勇氣、其人格、其學問等、此の後に出了、上杉謙信に優るとも劣らざる房定が閑却されてゐると云ふ事は、誠に残念の次第である。

第二 軍事上より見たる房定

房定が越後國守護職たる事四十六ヶ年。其間、大小幾十度となく戰場に立つたが、中

にも最も能く、軍事的手腕を見る事の出来るのは、長祿三年十月十五日、上野國佐貫庄羽繼原、即ち今の邑樂郡赤羽村大字羽附の戦である(碧山日録、室町殿御内書案、足利家御内書案、續本朝通鑑六十八)。

そもく此の戦の起りは、當時關東では、下總國古河に居つた古河公方足利成氏と、京都の將軍足利義政の命に依つて、成氏の敵手となつておる關東上杉氏との争である。こゝで一才申して置くが、上杉氏には關東の上杉氏と、越後の上杉氏と双方あつた。さて此の古河公方成氏と、關東上杉氏との戦は、随分長い年月に亘つてやつて居つたが、其内に古河公方の方は、段々と勢力が附いて来て、康正元年には上杉憲顯(祖先の憲顯と同名異人で禪秀の子)を武藏國南多摩郡七生村高庵に攻め殺し(鎌倉大草紙)、又上杉顯房(扇谷顯房)を武藏國豊多摩郡高井戸村夜瀬に攻めて自殺させ(鎌倉大草紙)、更に長祿三年には、上杉教房を上野國邑樂郡海老瀬村大字海老瀬に討ちとり(御内書案、上杉系圖)、進んで關東上杉氏の本據地である上野國を壓迫して、將に關東全部を手中に收めやう

とする形勢となつて来たのである。

そもく關東の上杉氏が壓迫されるといふ事は、即ち京都の將軍足利義政が窮迫する結果となるので、幕府は鼎の輕重を問はれる事になり、又京都の重要な寶庫である關東が古河公方に取られては、延いて幕府が財政上の困難を來すと云ふ次第で、是實に危急存亡の秋である。

此に於て、越後の上杉氏に援を求むる聲は、京都の將軍からも、關東の上杉氏からも頻りに至ると云ふ譯で、房定は、越後の精兵七百騎を率ゐて出陣し、長祿三年十月十五日に、破竹の勢で進んで来た古河公方成氏が二千騎の軍勢に對し、利根川を渡り背水の陣を張つて、上野國邑樂郡赤羽村大字羽附で決戦し、大に之を打ち破つて、遂に成氏をして武藏國へ身を以て遁れるといふやうな慘々な目に會せたのである(碧山日録、室町殿御内書案、足利家御内書案)。

茲に局面は一變して、將軍足利義政方の大勝利となり、其の報が京都に達するや、皆

皆躍り上つて喜んだといふことである（碧山日録）。

之が爲に關東の上杉氏の運命も、有利の方向へ轉換した事は、申までもない。

そこで當面の責任者である關東の上杉房顯や、又其老臣長尾景仲があるにも拘はらず、上杉房定は遂に越後、關東の聯合軍の最高指揮權を握り、其論功行賞には將軍義政より、特に鄭重なる感狀を與へられ、又其部下たる、南魚沼郡中ノ島村大字大木六、小木六の尻高新一郎（但し新三郎の父は此の戦に討死す）、刈羽郡上條村の上杉播磨守、三條の長尾頼景、南魚沼郡六日町の長尾房景、三島郡與板の飯沼彈正左衛門尉、刈羽郡北條村の毛利宮内少輔、岩舟郡關谷村の三瀨帶刀左衛門尉、同じく平林村の色部昌長、同じく村上町の本庄房長等は、拔群の功ありといふので、夫々感狀を與へられた。

尙ほ本朝通鑑を見ると、この時の感狀は殆んど大部分我が越後人が占めたやうである（續本朝通鑑、色部系圖、同文書）。

以て、房定の軍事的手腕の一斑を想察する事が出来る。

第三 宗教的方面より見たる房定

房定は大小幾十度となく戦争をやつて居るから、戦費も大に嵩んだであらうし、又當時越後は何年も不作つゞきで、財政的に随分苦んだ事であらうに、能く寺院を保護し、其布教に最大の努力を惜まなかつたのである。即ち、享徳元年には、刈羽郡上條村に、龍雲寺を建立し（舊城拾粹錄、白川領風土記^{十七}）、康正元年には、浦佐の普光寺保護の命令を下し（浦佐普光寺文書）、三條の本成寺保護の爲めには、文明十一年五月三日の本成寺文書を下して居る。又北蒲原郡中條町大輪寺には特に保護を與へ、色々心を配つた事は、文明十三年五月廿四日附の和田中條文書で明かである。其他まだ澤山あるが、轉じて神社の方面を見ると、北魚沼郡小千谷町の二荒神社、同じく城川村の上彌彦神社、或は、宇都宮神社、諏訪神社等を保護し、崇敬した事は、文明五年五月十六日附の、魚沼神社文書で知られる。

其外、後法興院政家記第十卷を見ると、文明十六年冬には、京都の吉田神社へ金壹萬疋を奉納して居る。斯く見來れば、神社、佛閣を崇拜する事の、如何に厚く且つ深かつたかと云ふ事がわかる。

依つて思ふに、彼房定が一生を通じて、眞面目な生活をしたと言ふ事は、畢竟此の信仰心の然らしめた結果であると云つても、過言ではあるまい。

更に一段と注目すべきは、戦亂相次いで、自己の生命すら、明日を計られぬといふ當時に於て、能く僧侶を保護した爲に、識一世に高く、學古今に秀づる天下の名僧が、何れも越後へ來て彼の庇護を受けて居ることである。

例へば、西蒲原郡石瀬村種月寺には謙宗禪師が來て居る。禪師は永享七年三月に支那

の明に渡り、佛學を研究して來た人である(耕雲種月開基年譜私錄、鼓缶軒記、日本洞上聯燈錄五、六、南英行狀、日域洞上諸祖傳下、會津舊事雜考六、示衆下、重離疊變訣、偏正五位圖說、三易羅按故教語、三易羅按私抄、玉漱軒記、尖活說、五位圖說、願訣耕雲註種月撰撰蒿、洞上雲月錄、佛典疏鈔目錄下、耕雲寺世代

過去牒、種月寺過去忌辰錄)。中頸城郡黒川村の米山寺へは、瑞洵(隆涼軒日錄)、周基(隆涼軒日錄)、中良(隆涼軒日錄)、性瑤(隆涼軒日錄)などいふ、名高い坊さんが見えてゐる。古志郡栖吉村の普濟寺には、名僧梵什(隆涼軒日錄、延寶傳燈錄五、來々東度集)、(延寶傳燈錄に依れば梵什は支那の元の國の人とあるが信する事は出來ぬ)が來て居るし、東頸城郡下保倉村の顯聖寺には、決庵妙慶禪師が居る(日本洞上聯燈錄七、顯聖寺記、頸城郡誌稿二十六)、刈羽郡中通村赤田の東福院には、仲珊瑚海禪師といふて、明の國に十九年も佛學を研究した人が居る(日本洞上聯燈錄六、七、八、本朝高僧傳四十三、東福院法嗣先規牌名、雲門寺世代忌辰錄)。中頸城郡國府の稱念寺(今は高田市寺町へ移る)には、時宗の大立者尊皓さんが見え(遊行歴代譜、頸城郡誌稿)、更に文明十年三月には、京都眞言宗の本山東寺の嚴寶尋尊大僧正が三島郡白鳥庄へ來た(大乘院日記目錄三、尋尊大僧正記九、諸門跡譜)。岩船郡大門村の耕雲寺には、梵守大安禪師が居る(日本洞上聯燈錄八、九)、古志郡山本村圓通寺には、將軍足利義政と、古河公方足利成氏とを和睦させた岳英禪師が居る(此の人後に鎌倉建長寺の住持となる)、(文明壬寅岳英西堂送

別詩、梅花無盡藏三、補庵京華續集、直江津の至徳寺には、章岳禪師が見え（半陶藁三）、同所の安國寺には、文明十八年八月四日に朝鮮から、大藏經を同寺へ持つて來た等堅禪師が居る（善隣國寶記、隆涼軒日録、翠竹真如集）。更に越前國永平寺住持であつた、性隆禪師は明應二年正月十三日に、中頸城郡吉川村天林寺（今の轉輪寺）に於て遷化してゐる（日本洞上聯燈錄六、永谷山圓通寺第五世電庵禪師傳略、本末傳燈列祖次第、轉輪寺位牌、新潟縣寺院明細帳、白川領風土記十六）。

此の如くに精神界の巨頭が、打揃つて越後へ來たと云ふ事は、皆房定の庇護を受けて、佛學の研究やら布教をなさんが爲で、實に壯觀の極みと申すべきである。

第四 文藝上より見たる房定

房定は又、和歌、連歌、漢詩、書畫に巧みであつた爲に、多くの文人墨客が我が越後

へ集り來り、文化發展上に多大の功績を残して居る。

即ち文明十五年六月十三日には、京都の常光院堯惠が國府へ來た。房定は大に悦び、直江津の至徳寺塔頭最勝院を宿所として優遇した。其事は、其著北國紀行に見える。此の人は歌人として著名で、先きに寛正六年七月にも越後へ來て米山藥師に詣でた事は、善光寺紀行に在る。更に長享元年十一月二十八日には、房定の旅宿、南魚沼郡湯澤村へ來て居る（本朝通鑑、北國紀行）。

又文明十八年七月十五日には、京都聖護院道興准后が國府へ見えたので、房定は之を途中まで出迎へ、直江津の至徳寺内長松寺の塔頭貞操軒に請じて優待した。准后は其厚遇を喜んで、其著、回國雜記に、七日逗留、毎日色をかへたる遊覽ども侍り、爰を立侍るとて、二首の詠をのこしとどむ、

千とせへむ　しるしをみせて　此やこの
のきばに高さ　松のむらたち

日かすへて なれぬる旅の 中宿も
なこりは盡し 都ならねと

と記してゐる(上杉古文書四、八槻文書)。

房定が、准后を途中まで出迎へしたと云ふ事は、其人柄も偲ばれてゆかしい。
次は漢詩の大家である僧萬里が、長享二年十月十三日に國府に房定を訪ね、是亦優遇
せられた。萬里の著、梅花無盡藏を見ると、

(長享二年十月)

(房定)

十三日、越後太守常泰對談、獻余栗毛駒

獻駒始對使君顏 雪漸埋邊皆越山

請着一鞭先試見 風雷可在四蹄間

とある。そして同年十一月六日に、房定は萬里の爲に詩歌會を其邸で開いた。即ち

雪 越後太守常泰公第而長享二年戊申
十一月六日題雪之一字有詩歌之會

酒每輕飛籬不遮 天吹佳瑞爲君加

洛陽鶯度二三月 細見曾無如是花

又連歌師として有名な飯尾宗祇が、前後四回越後へ來て居る(尋尊大僧正記九、實隆公記十二、
宗祇法師集、後法興院政家記二十二、二十五、二十六、宗祇終焉記)。然して房定が宗祇の爲に連歌の會を

開いた事は、其著下草注に見えて居る。即ち

(房定)

上杉相州の亭の月次に、人にかはりて、

あすもこむ 比は花のの 小鷹かり

こしよりのほりし時草庵にて、

はらひこし みねの雪待 宮古哉

次は明應二年七月に古今傳授の家柄である前權中納言飛鳥井雅康を、禮を厚くして國
府へ招いで居る。其時の様子は、親長卿記に詳しく出て居る。

更に今度は、房定の書に就いて申せば、此の人は非常な能筆家であつた。それは上杉伯爵家所蔵文書の、延徳二年九月十四日に、房定が長尾能景に遣つた書狀で明かである（口繪参照）。

又畫にも巧みであつた事は、梅花無盡藏に、房定が畫を繪き、萬里が之に讚をした事が澤山記載されてゐる。

斯様な次第で、房定は、文藝上殆ど至らざるなしと云ふ事を承認されるのである。

第五 民政上より見たる房定

民政上にも優れた手腕を持つて居たが、殊に裁判は公平であつた。即ち彼の北蒲原郡中條町の中條定資と、同郡黒川村の黒川頼實とが、互に岩船郡關谷村の地を争ひ、訴訟を起した時、黒川氏は越後上杉家にとつて、大切な勢力家であつたにも拘らず、其

非、黒川方カクにありと見て、黒川氏敗訴と斷じたのは其一證である（和田中條文書、讀史堂古文書、上杉家記十二）。元來黒川氏は、鎌倉時代から、代々訴訟好きの人が出て、嘘八百の理窟を列べ、親類縁者の迷惑など少しも眼中に置かず、唯々自家の富み榮えん事のみに、没頭した家であるが、房定は斷乎として公平に裁判し、爲に黒川氏が反旗を翻へすと云ふ事も起つた（發智文書、讀史堂古文書）。

更に他の事では、文明十五、十六、十七、十九の四ヶ年に亘り、房定が越後國を檢地して、詳細に其土地の模様を調べて居る。

其時の檢地帳は、只今は古志郡と三島郡（今の）しか残つて居ないが（上杉古文書九）、元檢地といふ事は、仲々容易のものでなく、非常に困難の伴ふものであるにも拘はらず、遂に、之を斷行したばかりでなく、永年戰亂の爲に、東奔西走席暖まらずといふ時にあつて、能く越後全部を統一してあつたところに、房定の政治的手腕が窺はれる。

第六 勤王誠篤の房定

六

房定は、後土御門天皇御即位の大嘗祭に、諸國戦亂の爲、御費用に不足を告げて御困りと承り、文正元年十一月三日財政困難の中から、獻金をした。此事は、親基日記に書いてある。

彼は又、將軍家にも非常に能く仕へたので、足利義政は房定に對して比類なき信頼を持つて居た。その事は、幾多の古文書で知る事が出来る（鎌倉大草紙、色部文書、吉川本上杉家譜、室町殿御内書案、續本朝通鑑^{卷六十九}、上杉譜、上杉系圖大概、山禮記、隆涼軒日録、牛陶藁^三）。又將軍足利義尚は、房定に、京都高倉の邸地、四町四方を與へて、之を優遇し（異本上杉家譜）、其他、御内書案の文明十八年八月廿二日の條と、同年十二月十一日の條とに依れば、眞に君臣水魚の交を爲すと申すべき有様である。斯く色々の方面から觀察して來ると、房定は實に古今稀に見るの大人物であつた。

乃ち房定は、單に越後一地方の人傑と云ふだけではなく、天下的の偉才であつたのである。

終

天不假年... 昭和十年六月七日發行

昭和十年六月一日印刷
昭和十年六月七日發行

【非賣品】

著者兼發行者 新鴻市一番堀 齋藤秀平

印刷者 新鴻縣新津町 坂爪英五

印刷所 新鴻縣新津町 坂爪印刷所
電話 一二四番

終

